

三原市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

令和7年1月2日

要綱第140号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の名前、住所及び略歴を記載した書面
 - (4) 法人の組織図及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) 三原市におけるまちづくり活動の実績を示す書面
 - (8) 推進法人として活動地域を示す図面
 - (9) 法第119条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する
計画書
 - (10) 三原市暴力団排除条例（平成24年三原市条例第4号）第2条
第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第3号に規定する暴力
団員等が所属していないことを誓約する書面（様式第2号）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる
書面
- (指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
- (3) 三原市内に事務所を有し、市内でもちづくり活動を行っていること。
- (4) 業務を適正かつ確実に行うために必要な組織体制や人員体制を備えており、必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
- (5) 関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携と調整を図ることができると認められること。
- (6) 暴力団でないこと及び暴力団員等が所属していないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第3号）により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、法第118条第4項の規定により、当該届出に係る事項を公示するものとする。

3 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第121条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要と認められるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

(改善命令)

第6条 市長は、法第121条第2項の規定により、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第7条 市長は、法第121条第3項の規定により、推進法人が前条に規定する命令に違反したときは、第3条に規定する指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項に規定する取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により推進法人の指定を取り消した場合は、法第121条第4項の規定により公示するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

都市再生推進法人指定申請書

年 月 日

三原市長 様

法 人 の 住 所

法 人 の 名 称

代 表 者 氏 名

事務所の所在地

都市再生特別措置法（以下「法」という。）第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の名前、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織図及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 三原市におけるまちづくり活動の実績を示す書面
- 8 推進法人として活動を予定する地域を示す図面
- 9 法第119条に規定する業務に関する計画書
- 10 暴力団でないこと及び暴力団員等が所属していないことを誓約する書面（様式第2号）
- 11 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書面

様式第2号（第2条関係）

誓 約 書

年 月 日

三原市長 様

法 人 の 住 所

法 人 の 名 称

代 表 者 氏 名

事務所の所在地

電 話 番 号

当法人は、三原市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第3号に規定する暴力団員等が所属していないことを誓約します。

また、このことに関し、三原市から広島県警察本部に対して役員名簿等の照会が行われる場合があることに同意します。

様式第3号（第3条関係）

都市再生推進法人指定書

指令第 号

年 月 日

法人の住所

法人の名称

代表者氏名 様

三原市長 印

年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるので、都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人として指定します。

1 法人の名称及び：

代表者の氏名

2 法人の住所：

3 事務所の所在地：

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三原市長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、三原市を被告として広島地方裁判所に提起することができます（訴訟において三原市を代表する者は、三原市長となります。）。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第4条関係）

都市再生推進法人名称等変更届出書

三原市長 様	年 月 日	
	法 人 の 住 所	
	法 人 の 名 称	
	代 表 者 氏 名	
	事 務 所 の 所 在 地	
	電 話 番 号	
都市再生特別措置法第118条第3項の規定により届け出ます。		
指定年月日・指定番号	年 月 日 指令第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項 ※該当する□にレ印を記入してください。	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 <input type="checkbox"/> その他	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第5号（第4条関係）

都市再生推進法人業務変更届出書

三原市長 様	年 月 日
法 人 の 住 所	
法 人 の 名 称	
代 表 者 氏 名	
事務所の所在地	
電 話 番 号	
三原市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第3項の規定により届け出ます。	
指定年月日・指定番号	年 月 日 指令第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	